

写

請願第3号

2022年2月21日

「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願書

二本松市議会議長

本多 勝実 殿

[REDACTED]

安達地方農民連
会長 佐藤佐市



紹介議員

菅野 明

[請願趣旨]

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、昨年11月19日、新たに26万haの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表しました。その内容は、畔や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田を「水田活用の直接支払交付金」の対象から外すというものです。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

[請願事項]

1、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないことを国に求めること。



「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書(案)

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、昨年11月19日、新たに26万haの主食米生産数量を削減する計画を発表した。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表した。その内容は、畔や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田を「水田活用の直接支払交付金」の対象から外すというものである。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れない。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられない。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月　日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

農林水産大臣 金子 原二郎 様